

○士気高揚委員会設置要綱の制定について（平成14年12月26日例規第67号）

〔沿革〕 平成31年4月例規第23号改正

この度、職員による非違事案の発生を防止するため、職員の業務運営、サービス等に関する意見を集約し、職場や職場環境に関する問題点を把握するとともに、組織的にその解決を図り、もって、「風通しの良い明るい職場づくり」に資するため、各所属に士気高揚委員会を設置することとし、別記のとおり「士気高揚委員会設置要綱」を定め、平成15年1月1日から実施することとしたので、適正に運用されたい。

別記

士気高揚委員会設置要綱

1 設置

職員個々の業務運営、サービス等に関する意見を集約し、検討するため、各所属に士気高揚委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

2 構成

委員会の構成は、おおむね次によるものとする。

(1) 委員長は、副署長、次長、次席、副所長、副隊長又は副校長とする。

(2) 委員は、階級及び職を問わず、委員会開催の都度、次の基準により選出するものとする。

ア 警察署にあっては、各課（係）の代表者それぞれ1人とし、交番については、1つの課とみなすものとする。ただし、当該課（係）の規模に応じて、複数の職員を選出し、又は複数の課（係）から代表者1人を選出しても差し支えない。

イ 警察本部の所属にあっては、各係の代表者それぞれ1人とする。ただし、当該係の規模に応じて、複数の係から代表者1人を選出しても差し支えない。

3 議事

委員会は、月1回委員長が招集し、議事を主宰するものとする。

4 任務

委員会は、委員があらかじめ当該委員が代表する課又は係の職員から聴取した業務運営若しくはサービス上の問題点又は委員自らが提起した問題点について協議し、その解決策を検討し、所属長に建議することを任務とする。

5 所属長の責務

(1) 所属長は、委員長から委員会における検討結果について建議を受けた場合において、その内容が当該所属において解決できるものであるときは、速やかに必要な措置をとるものとし、当該所属のみにおいては解決することができないと認められるものについては、奈良県警察業務適正化専門委員会（奈良県警察業務適正化専門委

員会設置要綱の制定について（平成3年1月例規第1号）に定めるところにより設置されるものをいう。（2）において同じ。）に報告するものとする。

- (2) 所属長は、委員長から委員会の検討結果の建議を受けたときは、その都度、当該内容を別記様式により、警務部監察課長を経て、奈良県警察業務適正化専門委員会委員長（警務部長）に報告（前記(1)の報告を含む。）するものとする。

（別記様式省略）